

# 江戸川大学国立公園研究所から



壮大なスケールのアメリカの国立公園には、それぞれの設立と切り離せない歴史のあるホテルが今でも現存する。これらが多くは、国定歴史建造物 (National Historic Landmark) や国家歴史登録財 (National Register of Historic Places) に登録されている。また、これらはすべてコンセッションナー (Concessioners) と呼ばれる民間企業によって運営されている。

### 民間資本の交通機関の目的地として初期国立公園は誘致

世界恐慌後、一九三〇年代になると遠距離交通手段の変化と移動手段の大衆化とともに、公園利用者も富裕層から一般大衆へと推移した。この変化によりコンセッションナーの主な収益の対象も質（富裕層）から量（一般大衆）へと変化し、この変化に対応するよう一般大衆向けの施設への投資の比重が増加した。

### 予算のない最初の国立公園で粗暴な民間資本が乱立

一九一六年の国立公園局設置法（別名「オーガニック法」）が制定された以前に、一三の国立公園が既に設立されていた。つまり、このオーガニック法によって示され



イエローストーン国立公園のオールドフェイスフルイン(ホテル)  
(<https://www.intermountainhistories.org/items/show/839>)

る公園運営指針の前から、初期の国立公園では民間資本によって宿泊観光施設が運営されていた。

一八七二年にアメリカで初めて設立された国立公園のイエローストーンでは、設立されてから最初の五年間は予算さえ付かなかった。つまり、連邦政府直轄による初めての国立公園の実態は、その「理想」に対する「絵に描いた餅」のよう

な状態だった。そのため、アメリカ中西部の奥地に位置するイエローストーン国立公園の設立当初は、アウトドア関連のローカルビジネスが乱立して無法地帯のような状況でアウトロー的競争を繰り返し、サービスの質が低下する状態が続いている。そして、公園内の多くの事業は一つの企業に集約され独占状態になり、残りの事業（主に

初代の国立公園局局長は、自然保護論者であり実業家のステイブン・マーサー (Stephen Tyng Mather) だった。国立公園内の宿泊施設のサービスの質の向上と投資を誘引するため、彼は民間資本の有用性を認識していたので、「利用」の拡大へ比重をかける指針を示し奮闘した。この指針はマーサーにとって本当の目的ではなく手段だった。彼の思惑では「利用者数の増加」によって連邦議会の関心を高めておき、結果的に連邦政府の支援を得て予算を獲得す

な業者によって取り合いになつた。<sup>1,2</sup>これに対し、一八八三年の連邦議会歳出法案の特別条項や一八八三年三月三日成立の法令 (Act of March 3, 1883, ch. 143, 22 Stat. 626) により、イエローストーン国立公園内の民間事業に対する規制が設けた。<sup>1,2</sup>一方で、そのころの全米的な世論から企業による市場の独占は問題視され、一八九〇年にアメリカで最初の反トラスト法としてシャーマン法 (Sherman Anti-Trust Act) が成立したが、当時の国立公園内ではその効力は十分發揮されなかつた。

### 対応した初代国立公園局局長

初代の国立公園局局長は、自然保護論者であり実業家のステイブン・マーサー (Stephen Tyng Mather) だった。国立公園内の宿泊施設のサービスの質の向上と投資を誘引するため、彼は民間資本の有用性を認識していたので、「利用」の拡大へ比重をかける指針を示し奮闘した。この指針はマーサーにとって本当の目的ではなく手段だった。彼の思惑では「利用者数の増加」によって連邦議会の関心を高めておき、結果的に連邦政府の支援を得て予算を獲得す

るための明解な答えた。<sup>1,2</sup>

マーサーは初代局長になる前年の一九一五年に内務長官特別補佐官として着任した。彼はシカゴでの電話事業の統制に関わった経験から、国立公園内の宿泊施設などは公共性の高い事業と考へ、独自の「公益事業コンセプト」を打ち出した。<sup>3,4</sup>このコンセプトは、当時カオス状態の国立公園に安定したビジネス環境を構築するための政策として、「厳しく統制された独占」を導入する合理性を示す論拠の支柱となつた。<sup>1,2,4</sup>



スティーブン・マーサー  
(<https://www.nps.gov/people/stephen-tyng-mather.htm>)

よって提出され、一九六五年に制定法として初めてコンセッションナーとの契約条件を示した国立公園コンセッション政策法（The National Park Concessions Policy Act of 1965）が制定された。<sup>5,6</sup>

この意図は規制ではなく、国立公園内の民間事業を促進することが目的だった。<sup>1,2,3</sup>また、オーガニック法で示された相反する「保護と利用」の基本理念の矛盾点を認識し、「保護の理念に抵触しない限り公園内の施設に『必要で適切な制限』を具体的に課す」<sup>7</sup>との「利用」に対する需要の変化は、交通機関の変化と大衆化とともに、国立公園局の方針を柔軟に変化させ発展してきた。「保護」と「利用」を両立するという矛盾を内包する基本理念を、もしかすると米国立公園局は時節によって都合よく解釈し上手く利用してきたのかかもしれない。実際、一九一六年に成立して以来、オーガニック法の基本理念の部分は未だに改正されていない。結果、この法令に準拠していれば、「保護」と「利用」の間で絶妙なバランスをとることができる「自由裁量権」を米国立公園局はもつことが可能。

特にアメリカの個々の国立公園は、それぞれ個々の国立公園設置法によつて成立しているので、事情の異なる個々の国立公園をケースバイケースで運営するためには、この自由裁量権はおそらく米国立公園局にとって都合がいいのだろう。米国立公園の目的の一つである「利用」を上手くコントロールできるかは、「利用のための施設」を民間資本によつて担うことを法により許されている営業許可権

## おわりに

Editionを参照されたい。

（Concession）の実務内容に拠ると、いろが大きい。この課題のカギは、コンセッションナーが国立公園内の「利用に関する適切な役割」をいかに遵守するかにかかるところ。

### 参考文献

- Mantell, M. 1979. Preservations and Use: Concessions in the National Parks. *Ecology LQ* 80(1): 1-54.
- Quinn, T. P. 2002. Public Lands and Private Recreation Enterprise: Policy Issues from a Historical Perspective. *Gen. Tech. Rep. PNW-GTR-556*. Portland, OR: U.S. Dept. of Agriculture, Forest Service, Pacific Northwest Research Station.
- Antolini, D. E. 2009. National Park Law in the US: Conservation, Conflict, and Centennial Values. *Wm. & Mary Envtl. L. & Pol'y Rev.* 33(3): 851-921.
- Shankland, R. 1951. Steve Mather of the National Parks 3rd ed. New York: Alfred A. Knopf.

- Bryner, R. Dumyahn, S. and Bryner, A. B. 2017. Exploring Sustainability's Frontier - Protecting and Preserving Our National Parks in the Twenty First Century: Are Additional Reforms Needed above and beyond the Requirements of the 1998 National Parks Omnibus Management Act. *Mont. L. Rev.* 62(2): 213-268.
- Ansson Jr., R. J. & Hooks Jr., D. L. 2001. Protecting and Preserving Our National Parks in the Twenty First Century: Are Additional Reforms Needed above and beyond the Requirements of the 1998 National Parks Omnibus Management Act. *Mont. L. Rev.* 62(2): 213-268.

## 米国六公園の「利用」の政策方針を左右した主な立法

一九五〇年に初めてコンセッションナーとの契約に関するガイドライン

として、国立公園局のコンセッション政策（Concessions Policies of the National Park Service）が策定された。そして、一九六三年に

このコンセッション政策に関する

三つの報告書が異なる政府機関に

一九五〇年に初めてコンセッションナーとの契約に関するガイドラインとして、国立公園局のコンセッション政策（Concessions Policies of the National Park Service）が策定された。そして、一九六三年に

このコンセッション政策に関する

三つの報告書が異なる政府機関に

一九九八年には国立公園コンセッション政策法の時代遅れになつた項目を総括的に改革するために、国立公園オムニバス管理法（National Parks Omnibus Management Act of 1998）<sup>8</sup>が制定された。<sup>9</sup>この法令により、条件付きで「自由競争の原理」を導入して契約の更新ができるようになり、時代にあつたサービスの質の向上が求められるようになった。

これらの法律規定を実施するためのガイドラインの詳細は Management Policies 2006<sup>10</sup>

Commerical Services Guide 2018

寺井 坑之●モロコシ めいゆき

米カリフォルニア州立大学大学院修了。元米カリフォルニア大学大学院研究助教、元米内務省国立公園局セコイア・キングスキャニオン国立公園G1/SUSペシャリスト、元江戸川大学非常勤講師、江戸川大学国際公園研究所客員研究員、豪グリフィス大学大学院留学、豪クイーンズランド大学大学院留学など。